

幹線 10G 光ケーブル敷設・患者用 Wi-Fi 整備工事
に関する仕様書

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

神奈川県立こども医療センター

目次

第1章	概要	2
第2章	スケジュール	2
第3章	履行場所	2
第4章	基本要件	2
第5章	基本要件	3
第6章	プロジェクト管理	4
第7章	プロジェクトに係る要件	5
第8章	その他	5

第1章 概要

- 本仕様書では、神奈川県立こども医療センターにおいて調達する「幹線 10G 光ケーブル敷設・患者用 Wi-Fi 整備工事」（以下、「本件」という。）の仕様を定める。
- 本件は、既設の幹線光ケーブルの老朽化に伴い、10G 対応の光ケーブルの敷設及び接続切替を実施すると同時に患者用 Wi-Fi の利用エリアを増設するものである。
- 本件受注者は次の各号に掲げる作業を行うものとする。
 - ◇ 幹線 10G 光ケーブル敷設
 - (1) 光ケーブルの敷設
 - (2) 光ケーブルの成端及び試験
 - (3) 既設幹線からの接続切替
 - ◇ 患者用 Wi-Fi 整備
 - (1) 無線機器調達
 - (2) 無線機器敷設
 - (3) 無線機器保守

第2章 期限

令和5年3月末までに工事を完了すること。ただし、既設幹線からの接続切替については当センターと作業日程を協議の上、行うこと。

第3章 場所

神奈川県立こども医療センター

〒232-8555 神奈川県横浜市南区六ツ川2丁目138-4

第4章 基本要件

- 受注者は、本件の内容を十分理解し、本件を遂行するに十分な経験を有する作業責任者を本件に充てなければならない。
- 作業責任者は、本件履行中における連絡方法、連絡場所等を明らかにして、担当職員との連絡を密にしなければならない。
- 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

- 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる恐れがある行為をしてはならない。
- 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。受注者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を保存しなければならない。
- 受注者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を移送しなければならないこの場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 受注者は、業務計画書及に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、担当職員に報告しなければならない。
- 受注者は、要保護情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。
- 受注者は、次の(ア)(イ)に掲げる図書を当センターに納品すること。また、紙媒体と電子媒体の両方で納品すること。

(ア) 幹線光ケーブル敷設

【着工前】

- (1) 施工計画書

【完成後】

- (1) 工事前写真集、工事中写真集、完成写真集
- (2) 工事完成図書 施工図面

(イ) 患者用 Wi-Fi 整備

- ・電波調査結果報告書（事前・事後）

第5章 基本要件

<幹線光ケーブル敷設>

- 幹線（コアスイッチ～フロアスイッチ）の引き換えを実施すること。
- 光ケーブルは、管理棟 1F 向は SMF12 芯、他は 10G 対応の MMF12 芯とすること。
- 既設光スプライスパネル・既設光ケーブルは撤去しないこと。
- 切り替え作業は、別プロジェクトのネットワーク更改作業と同調して実施する可能性があるため、事前に当センターと協議すること。

- 切替翌日の立会いを実施すること。
- 配線ルートは既存のルートを利用し、新規ルート作成工事は対象外とすること。
- 工事実施前の詳細現場調査を別途実施すること。
- 作業時に病院担当のネットワークベンダに依頼すべき事項がある場合は、必要作業事項をまとめて発注すること。発生した費用については受注者にて負担すること。

<患者用 Wi-Fi 整備>

- 無線機器は Wi-Fi6(IEEE802.11ax)の規格に対応する機器を選定すること。
- 導入台数は 11 台とし、下記の各棟の指定場所に設置すること。
 - ◇ 本館(3 台)、肢体リハビリ棟(2 台)、管理棟(3 台)、こころの診療棟(2 台)、周産期棟(1 台)
- すべての AP を当センター指定の物理コントローラに追加して管理すること。
- AP の設置場所は天井とし、配線は天井裏とすること。
- AP の給電は PoE スイッチを使用して行うこと。
- 2.4GHz 帯、5GHz 帯の両方で接続できる構成とすること。
- PSK 認証が出来る環境を整備すること。
- 新規導入する無線機器は、当センター指定の無線有線統合管理サーバで管理できる機器を選定すること。
- 無線有線統合管理サーバに関する設定作業は当センター指定のネットワークベンダに依頼すること。発生した費用については受注者にて負担すること。
- PoE スイッチから無線アクセスポイント間の接続は基本的に 2.5Gbps 以上の速度を使用可能であること。
- 保守は 24 時間 365 日オンサイト対応 5 年とすること。
- 保守は予備機を用いて 24 時間 365 日のオンサイト機器交換が可能であること。ただしその際に生じた作業費用は本件とは別案件とする。
- 保守対応時には当センターの脚立を利用可能とする。
- 導入前後に電波調査作業を実施し、その結果を報告書として提出すること。

第 6 章 プロジェクト管理

- 移行作業に関する全ての作業および納品が指定した納入期限までに完了するよう、プロジェクト計画書を作成し、内容について当センターの承認を得ること。
- 原則として、プロジェクト計画書に従って作業を実施すること。
- 本プロジェクトの品質が良好であることを保証するための品質管理を行うこと。
- 全ての作業において、当センターが提供した個人情報を含む業務上の情報は細心の注意をもって管理し、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を

講ずること。

第7章 プロジェクトに係る要件

- 本件の担当ベンダーは、官公庁のネットワークに、ネットワーク製品を使用したスイッチ構成のシステムを構築、導入した実績を有し、本プロジェクト遂行を確実にする履行体制（品質管理体制、支援体制を含む）を確保していること。
- 担当ベンダーはこれまでに 500 床以上の国内医療機関において、基幹ネットワーク機器(コアスイッチ、フロアスイッチなど)の更新実績を有すること。
- 本プロジェクトに従事する者は、日本語での会話及び読み書きが可能で、当センター職員と十分な意思疎通が図れること。
- 担当ベンダーは ISO/IEC27001 又は JISQ27001 の認証を取得していること。あるいは、同等の情報セキュリティマネジメント規格の認証を取得していること。
- 担当ベンダーはプライバシーマークを取得、または取得予定であること。

第8章 その他

- 現地履行に当たって、履行の前後及び後日確認困難なものについては、写真管理を行うものとする。
- 上記写真の他に、本工事に伴う各種ケーブル試験成績表と配線図を完了後に提出すること。
- 本工事に使用するケーブル試験測定器は適正校正されており、要求した場合には校正証明書を提出すること。
- 作業の安全対策については、常に作業の安全に留意し、現場管理を十分行い災害防止に努めなければならない。
- 本工事においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める事項の履行が困難となった場合は、当センターと協議すること。
- その他、本仕様書に定めていない内容については当センターと協議して対応を検討すること。